

市議会だより 安芸

第77号

平成30年 6月 1日発行

編集
議会広報特別委員会
発行
安芸市議会

平成30年安芸市議会第1回定例会



「春のおとずれ」

【目次】

常任委員会審査報告	P2～P3
一般質問	P4～P14
議案等の審議結果	P15～P17
6月定例会会期日程（予定）	P18
議会日誌	P18
編集後記	P18

19日	委員長報告、質疑、 討論、採決、閉会
16日	一般質問
15日	一般質問
14日	一般質問
12日	産業厚生委員会
9日	総務文教委員会
8日	質疑、委員会付託
5日	開会、議案上程、 提案理由説明
3月	定例会（第1回定例会）

〔議会日程〕

平成30年第1回安芸市議会定例会は、3月5日から19日まで開催され、条例の改正、補正予算、平成30年度予算など51件の議案等を審議いたしました。また、一般質問は、14日、15日、16日の3日間に9人の議員から市政全般について質問がありました。

委員会審査及び一般質問の主な内容は、次のとおりです。

常任委員会審査報告

総務文教委員会

議案第4号

安芸市個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人識別符号及び要配慮個人情報の規定を追加するもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第5号

安芸市事務所設置条例の一部を改正する条例

市庁舎の老朽化や津波対策など喫緊の課題解決を目的に市庁舎の移転整備を行うもの。

〔土砂災害警戒区域内だが開発できるのか。〕

〔答〕 地形から指定されているが現実に危険性はないので支障がないと県砂防課から返事をいただいている。

〔問〕 庁舎建設より防災教育等を優先すべきではないのか。移転の理由は。

〔答〕 被災直後から役所が機能しないことが災害関連死

の多さにつながる。市民の命を守るため移転を選んだ。

〔問〕 想定外を想定しなければならぬ。どう考えるか。

〔答〕 公的な資料で安全が担保される範囲内で判断している。

反対討論

執行部は説明会でその情報で説明し、市民の不評を買っている。配付したチラシには、絶対こうなるとかいう書き方をしており、抗議すべきと思えば反対する。

執行部の考えも説明したが、市民の意見は桜ヶ丘町は反対が大半であった。

賛成討論

避けては通れない、人命と将来に渡っての課題であるので建設に向かって進まなければならない。

庁舎は津波の来ない所に建てるべきで現在地建てかえは避けなければならない。候補地は北側から市道が計画されており袋地ではない。有利な起債が利用できることも考慮して賛成する。

検討委員会で示された土地周辺は用地買収が困難と

思われることなどを検討して、ほかにないということに至った。現在地建てかえは津波に対して安全という間違った情報を発信することになるので移転すべき。

〔賛成全員で可決〕

議案第17号

安芸市営墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

整備中の西浜一ノ谷墓地を市営墓地に追加すること、市外在住の使用者に義務づけている代理人を不要とすること等の改正をするもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第18号

安芸市都市公園条例の一部を改正する条例

政令の改正に伴い、公園のうち運動施設が占める割合の上限を定めるもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第19号

安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

収入申告が困難な入居者については市が収入を調査して家賃を決定できるようにするとともに、施工中の植野団地を追加するもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第6号

安芸市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

国家公務員退職手当法等の改正を考慮し、職員の退職手当に係る調整率を引き下げるもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第7号

安芸市市税条例の一部を改正する条例

議案第21号

安芸市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例

政令の改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所等の設置に係る許可審査等の事務手数料の額を改正するもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第22号

安芸市過疎地域自立促進計画の変更に関する件

東部看護学校設立支援事業及び公民館の耐震化を追加するもの。

〔賛成多数で可決〕

議案第23号

東川辺地総合整備計画変更の件

大井地区の簡易水道整備のための飲用水供給施設の整備を追加するもの。

〔賛成全員で可決〕

産業厚生委員会

議案第8号

安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
平成30年度から国民健康

保険事業の運営に県が加わるため現行条例を改正するもので、国保税額の算定方式の変更等を行うもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第9号

安芸市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

法律改正により引用条項に条ずれが生じるため所要の改正をするもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第10号

安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

県の運営方針に沿って葬祭費の支給額の引き上げ等

〔賛成全員で可決〕

議案第11号

安芸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療保険加入時における住所地特例の規定を追加する等所要の改正をするもの。

〔賛成全員で可決〕

議案第12号

安芸市介護保険条例の一部を改正する条例

所要の改正をするもの。
〔賛成全員で可決〕

〔賛成全員で可決〕

議案第14号

安芸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔賛成全員で可決〕

議案第15号

安芸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

人員基準に介護医療院の規定を加える等所要の改正をするもの。
〔賛成全員で可決〕

議案第16号

安芸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に

関係するもの。
〔賛成全員で可決〕

する基準等を定める条例

居宅介護支援事業所指定権限が県から市町村に移譲されるため、基準等について新たに条例で定めるもの。
〔賛成全員で可決〕

議案第20号

安芸市給水条例及び安芸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

井ノ口簡易水道及び入河内簡易水道を上水道の給水区域に変更し、大井簡易水道、安芸ノ川簡易水道及び下山飲料水供給施設の施設区分を安芸市簡易水道に変更するもの。
〔賛成全員で可決〕

おことわり

一般質問の編集に当たりましては、1ページ枠(文字と写真・イラスト併用可)及び、2ページ枠(質問・答弁をそれぞれ1500文字以内の文字のみですが、質問、答弁がそれぞれ1500文字に足りない場合には空白が生じます。)を各議員の選択にて行っています。
一般質問、常任委員会審査報告等の文体は、「」である。調で表記しています。

一般質問



宇田卓志
(立志会)

1 安芸市役所移転建設について

土砂災害警戒区域に指定されている。安全性に問題はなく、建築の障害にならないことは高知県に確認している。

問 浸水地域につき、盛土造成して高層化するのか。

答 大城財産管理課長
敷地が広くないので、幾分高層化の必要がある。

問 桜ヶ丘町案周辺のインフラ整備につき、整備するのか、しないのか。

答 大城財産管理課長
特段の整備予定はない。

問 11月広報で配布された新庁舎候補地に関する意見募集の結果を伺う。

答 大城財産管理課長
書面でも出された意見が1332、そのうち1324が現地、桜ヶ丘町4、西浜2、その他2。

問 津波浸水について伺う。

答 大城財産管理課長
低いところでは最大3メートル程度の浸水深が予測されている。

問 災害指定について伺う。

答 大城財産管理課長
2候補地の中では、説明会でも墓に近い方は嫌う声が多く、桜ヶ丘町を望む声が多いと受け取っている。

問 1332件中1324件が現地へ建て代えを望んでいる、なぜ4件の桜ヶ丘町に新庁舎建設なのか、市民の意見を十分聞きながらの市政運営ではないのか、その「からくり」を伺う。

答 横山市長
多くの署名形式での意見があった。説明会では、複数会場にいらして主張を練り返す方もあったが、市長としては、大きな声だけに従うのではなく、声なき声にも耳を傾け、未来につながる判断をしなければならぬ。予測される最大リスクに備え市民の命を守ること、次世代に負担を押し付けないことを選択すべきだ。

問 現在地に津波避難所を兼ねた強靱な新庁舎建設を望む多数の市民の意見を無視した議案提出は、最悪の暴挙だ。否決されたら「市長は辞任すべきだ」との市民の声に覚悟はあるのか。

答 大城財産管理課長
現在地に建設すべきだとする方々は、津波は来ない

問 2回目の移転説明資料に虚偽記載が多数ある、以下訂正を求め伺う。

答 横山市長
検討委員会の答申どおり、現在地での建設は考えていない。否決によって辞任ということではない。

問 市役所東庁舎倒壊の恐れ、市役所東庁舎倒壊の恐れ、として熊本地震で倒壊した建物の写真をのせ、市民の恐怖心をあおっているが、南海地震ではこの様にならない。

答 大城財産管理課長
現在地は浸水地域とし、沈下水没している写真を載せているが、6時間で水は引き始め、国道55号は高知から安田町まで3日以内に開通する。安芸市に長期浸水予想地域があるか伺う。

虚偽記載とおっしゃるのは見当違いである。

問 浸水区域外に移転するとして、現在地への建て代えを否定するが、桜ヶ丘町は浸水地域でないのか伺う。

答 大城財産管理課長
0・3から1メートルの浸水深が予測されている場所に1メートル以上かさ上げし、浸水区域外として建設する予定である。

問 説明地図に、浸水区域外として赤い斜線で囲ったところに桜ヶ丘町候補地があるが、浸水区域ではないのか。

答 大城財産管理課長
桜ヶ丘町の候補地は浸水区域である。

問 桜ヶ丘町は、1回目の説明会では、津波浸水区域2回目では浸水区域外、どちらかが虚偽公文書に該当する。市民をだましてまで桜ヶ丘町に役所を移転しようとする意味は何か伺う。

答 大城財産管理課長

赤い斜線は、検討したエリアを大まかに示したに過ぎない。

問 現在地と桜ヶ丘町の建設費の比較積算で、現在地の建設面積を過大に記載し、11億2900万円も過大積算している。

市民を欺く虚偽公文書に該当する。

これら数々の虚偽記載の真相解明と、市民と議会への説明を要求する。

答 大城財産管理課長
前提が変わると単純に比較できない。

移転に反対なさる方には、有利な財源と同等のコストダウンができるとおっしゃる方もありますが、移転してもコストダウンできるということになると思う。

答 横山市長
資料については、必要があれば、再度説明する。

問 市民の命を守る為大切なことは、災害発生時に有効な避難場所に即座に、てんでに逃げる必要があるだ。

その実行には日頃からの防災教育と防災訓練こそ不可欠ではないか。市長に伺う。

答 横山市長
市民の命、財産を守る、そして復旧・復興は行政が最低限しなければならぬことである。地震は必ず来る前提で様々な訓練を行ってきており、それに応じて避難場所、避難タワーなどを建設してきた。

問 「安芸市にお住まいの皆様へ」と称する郵便物について伺っていく。

発行責任者は誰で、いつどこにどれだけ配布され、費用はいくらか。

答 横山市長
発行責任者は市長である。
答 大城財産管理課長
3月に入り、市内全戸に郵送、8600部で約33万円である。

問 こういった文書の配布は市民に間違った情報を流し恐怖心をあおる悪意ある行為であり、移転反対の市民や議員に対する誹謗中傷

の文書を各家庭に税金を使って配布する行為はとうてい許されない。

議員の自分の意思で議決に参加することの権利、議決権の侵害と思われるが、市長の見解を伺う。

今後の対応次第では、横山市長及び財産管理課長を告発の対象とせざるを得ないの思いがある。

答 竹部副市長
国の助成を受けるためには、この3月で議決を得なければならぬと判断し、説明会に来られなかった方々にもご理解いただけるよう、改めて市の考え、方針をお示しし、全戸配布したものである。

2 中学校の移転、統合問題について

問 安芸中学校は、L1津波（100年に1度位の津波）では浸水しない。そして、緊急避難場所への移動時間も十分ある。長期避難場所に指定されている。なぜ今高台に移転しなければ

いけないのか、市長に伺う。

答 藤田学校教育課長
L2想定では、安芸中学校が浸水区域内となってしまうことから、防災環境や教育環境を充実する為、浸水区域外への移転は必要であると考えます。

問 議決を得られなかった場合の解除条件が記載されていない。どうするのか。予定地の僧津地区は市役所移転に絡み、市役所移転が見送られた土地である。その地区になぜ中学校を建てるのか、種々の問題は解決したか伺う。

答 藤田学校教育課長
契約書に議会の議決が得られたときに効力を発すると明記している。全ての地権者と条件を付した契約が完了したら議会へ提案する。排水対策等については設案ができた段階で地域の対策を講じていく。

一般質問



山下正浩
(立志会)

1 市民の意見を無視した、新庁舎建設移転問題

問 地方自治法第4条第2項「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利である様に、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されているが、**①**現庁舎と桜ヶ丘町を比較すると其の様に考えられないが伺う。隣接の県総合庁舎・すぐ西方には警察署・労働基準監督署・高知地方税务局・裁判所・検察庁・北には税務署・ハローワークが存在しており、官公署間の連絡・連携にはこの上なく利便性の良い立

地となっておる。市長、議員の皆さん此等官公署の皆さんを見捨て裏切るつもりか。加えて何よりも安芸市、県及び関係市町村が、昭和40年来熱望し続けた土佐くろしお鉄道が開業し、その基幹駅である「あき駅」が徒歩5分の位置にある事。この鉄道を官民一体となつて育政治・経済・交通の要として育てて行かなくてはいけない。この盤石の立地条件を敢えてかなぐり捨てて迄、市街地の端に移動する必要があるのか考えもつかない。**②**もし移転したとすると、**①**現在の安芸駅同様の駅にするのか、**②**又出来ると思つているのか、**③**予算額を伺う。**③**住民の利用に最も便利な所・交通の事情・他の官公署との関係等、一番適しているのは、桜ヶ丘町ではなく現在地ではないのか伺う。**④**市長は新庁舎建設は「将来の子や孫らの為、住民の為に50年60年の先を見てしなければならぬ」と上辺・見せ掛けだけの事を言っているが、その

桜ヶ丘町の候補地の西側にはケイコヤ墓地・東側には西八幡宮・南側にはごめんなはり線・北側にはグラウンド等、その中は盆地の様な狭い場所、この様な場所に50年60年掛けて、何の様な街づくりを構想しているのか大体で結構だが、現在描いているその青写真を具体的に挙げて説明を願う。**⑤**市長、公共と民間の違いはあっても、地方公共団体という法人を株式会社の人々に例えるならば、市長は代表取締役であり、其の他は取締役及び社員に該当し、市民は企業の所有者である株主である。そして我々行政に携わる者は、安芸市という企業の経営に参画していると言えるのである。企業の経営を誤れば民間であれば忽ち倒産の破綻を招き株主の在位を消失し、そして取締役は株主から責任を問われる結果になるのは当然である。公共法人、民間法人共にこの原理は同じであるが、出資金が税金であるが故に、公共法人の当事

者(市長)は、市民への使命感や責任感の当事者意識に欠け、事業の失敗や税金の無駄遣い等、市民への背任行為をしても悔悟の念はおろか、罪悪感さえも持たない一種の倫理音痴に陥るのである。多くの市民の意見を無視して桜ヶ丘町に庁舎移転を決定すれば、未来を託す子や孫に将来に於て大きな禍根を残す事は目に見えているが、市長は多くの市民の意見を尊重せず無視して、古参議員と一緒に、古参議員と一緒になつて桜ヶ丘町に拘わり続けるのか伺う。市長は前副市長と古参議員の言い成りになつて情け無い。まるで操り人形か鵜飼の鵜である。候補地を桜ヶ丘町としたのは、これ等の者が秘密裏に練り上げて行つた策略である。議会に一度も示さず、検討委員会に於ても前副市長は意図的に候補地とせず、検討委員会が解散するや否や、前副市長が待つてましたとばかりに急遽提出した極めて悪質なものである。12月21日に唐突に追加議案

として議会に提示され、当日に強行採決とした悪質なものである。それは何を意味するのか、前日の20日に前副市長小松敏伸は議会に於て猛烈な批判や質問を受けたくないが為に、議会に挨拶も無しに既に退職しており、何処までも資質に欠ける。

答①大城財産管理課長

利便性だけなら矢ノ丸が最適であるが、現実に津波被害が想定されており、それに備え事前復興を考えるのは役所の務めであることは、検討委員会の指摘でもある。これを受け浸水区域外への移転を選択している。

答②大城財産管理課長

そもそも役所の近くに主要駅を立地する必要があるという考えはない。

おっしゃるような同程度の新たな駅の整備計画はそもそもない。

答③竹部副市長

庁舎の立地的な条件等で

言うと、現在地が一番利便性があるが、国及び県から南海トラフ大地震において、津波浸水被害と強い揺れ等からの被害想定が出されているので、そういった被害想定をもとに災害対応を総合的に考えた場合、移転せざるを得ないと考える。

答④横山市長

具体的なまちづくりは検討していない。

答⑤横山市長

99・39%の方が現地ということだが、各地の説明会で99%の方が反対という感触はなかった。

津波という事象がなければ当然ここになるのだが、東北でも想定外の津波が来たので、安芸市をこれからも継続的に運営していくためには現地以外が重要であると考える。

一般質問



藤田 伸也
(新政の風)

1 トレーニング施設の利用時期と進行状況について

問 トレーニング施設の開設計画について、年内に来るのかを伺う。

答 大坪生涯学習課長

利用開始日については、計画段階ではあるが、来年明けの早い時期に開設を目指している。

問 トレーニング施設にて市民からの意見や要望（スリック・フォーム用全身鏡が欲しい等）を取り入れて施設に反映して頂けるのか伺う。

答 大坪生涯学習課長

議員が言われた4点につ

いては今想定しているものの中に全て入っている。ただ、多額の導入費用を要することから筋力系の機器が完全にはそろわない状態で開設する可能性がある。

問 今後の進め方を伺う。

答 大坪生涯学習課長

7月に体育館の指定管理者制度の導入や機器の利用料金設定に伴う条例の改正手続きを行い、例年の美術展覧会やタートルマラソンなどのイベントを終えた来年に開設を予定。

2 Wi-Fi環境整備について安芸市に要望する

問 総務省が発表している

（観光・防災Wi-Fiステーション整備事業）としての補助金を利用して、安芸市内各所（避難所・各地区の集会所・避難場所・自然公園・公共施設・学校・観光施設）へWi-Fi環境整備を行っていただきたい。なぜならば、災害時の情報の提

供や収集に役立つからである。また、安芸市内各地域にWi-Fi環境が整備されれば、これからの若い世代にとっては、安心な町・住み良い町として移住定住の魅力のひとつとなり、大きな利点となる。是非、総務省が発表しているWi-Fi環境整備補助事業に安芸市も早く取り組み手を挙げるべきと考えるがお考えを伺う。

問 五百蔵危機管理課長

避難所となる学校・保育所等が平常時に活用する中で災害時に活用できないかと考え、各所管課に平常時の必要性を確認したが、ない状況である。平常時の利用がない状況での整備は経済的でないため、避難所には通信網の復旧に並行した整備が得策と考えている。

3 東部看護専門学校の創立について

問 市民は東部看護専門学

校ができることによって、安芸市に対する様々な経済効果に期待している。平成

31年4月開校とスケジュールではなっているが、現在の進捗状況を伺う。

答 島中市民課長

昨年6月に専修学校の認可のための私立学校設置計画書の概要書を県に提出している。また、教職員の確保や実習先の確保ができたことから、昨年12月には看護師養成学校の申請書を県に提出して開校に向けて準備を行っているとのこと。

4 市民に配布されたチラシについて

問 今議会中、全世帯に配

布されたチラシだが、市民より、庁舎移転否決となれば1人9万の税金を徴収するのか？と言う問い合わせがあるが、徴収するのか伺う。

答 野川企画調整課長

新庁舎建設にかかる事業に緊急防災・減災事業債を発行した場合、その70%が交付税措置される。これを活用しない場合は一般財源を充当することとなり、そ

の分、市民サービスなど自由に使えるお金が減るということで、新たに市民に負担を求めるものではない。

議会中にいかなる状況であっても、各議員の採決の結果で市民の不安を煽るまたは勘違いを招くチラシを議会中に全世帯に配布するのは、各議員の公正な採決が出来ない状況になる政策は今後あってはならないと指摘する。

一般質問



山下 裕
(新政の風)

1 庁舎移転について

報告をしながら、その都度意見をいただいている。

問 安芸市の未来を考える会が入手した新庁舎イメージ図では、市が試算した金額より11億2900万円も安く建設できる。如何か。

答 大城財産管理課長
いわゆる下駄ばきの建築は、浸水を避けることができても、津波火災やがれきに対してはかえって危険と考えられると検討委員会でご意見をいただいている。また、建物だけが浸水を免れても、被災直後から住民の命を守る活動ができない。

問 3月に全戸に郵送されたチラシの費用は何処から出ているのか伺う。

答 大城財産管理課長
公費から支出している。

問 チラシの1人9万円4人家族だと約36万円と書かれた金額は、市民がどの様に負担するのか、16億円の根拠と市民サービスとはどういふものなのか伺う。

答 横山市長
アンケート調査は行ってない。課長会で始終経過

問 桜ヶ丘町の建設予定地に6箇所は越波した第一波、第二波と押し寄せて来た波の行先はどうなるのか伺う。

答 五百蔵危機管理課長
北側へ向かう。

問 大城財産管理課長
今ラストチャンスとなる緊防債で得られるはずの国の助成金と仮庁舎で業務するとした場合のプレハブ庁舎のコストの合計である。低下につながるかもしれないサービスは、個別に決定するものではない。

問 東北大震災の津波の情景が何度もテレビで放映されたが、市長はあの状況がそのまま安芸市に当てはまると考えているのか伺う。

答 横山市長
そうならないために、今さまざまな取り組みを行っている。

問 市長は桜ヶ丘町に庁舎を建てなくては市民の命は守れないと言うが、庁舎は何処にあるのが、市民の命を守るという考えはないのか伺う。

答 横山市長
国から7割の財政支援がある緊急防災・減災事業債で財源を確保しないと、今後の学校、保育所の高台移

問 担当職員を2名程配置し、専属として取り組みが出来る体制を整えることが出来ないものか伺う。

答 竹部副市長
平成29年度から担当職員1名と補助職員2名で業務を行っている。現時点で業務に支障は来していないが、

2 ふるさと納税について

問 市長は29年度の納税額で満足しているのか伺う。

答 横山市長
満足はしていないが、サイトの工夫や納税額を増やしている自治体を参考に、これからも取り組んでいきたいと考えている。

問 国民宿舎跡地の利用を以前も質問しているが、その後進捗はあったのか伺う。

答 横山市長
特に進捗はしていない。

問 跡地利用に企業の公募など検討出来ないのか。市職員よりアンケートも取り入れ、新しい発想、チャレンジで観光振興を図ってほしいか伺う。

答 横山市長
議員指摘のとおりだと思

転の遅れが懸念される。

今後の状況により、必要性が出たときに考えていく。

3 観光事業について

問 道の駅大山の3月2日オープン日から3日間の入込数はどうだったか伺う。

答 山崎商工観光水産課長
オープン前、当日にマスコミが取り上げていただいたこと、また3日、4日が土曜、日曜となったことから大盛況で、レジの通過数は684名だった。

一般質問



長 野 弘 昌
(こころざし自由の会)

1 市政全般について

問 市民図書館の建て替え時期も近い。市の将来ビジョンとの共有が必要だが、スマイルの空きスペースに蔵書を移転させ、知の拠点構想を。検討に値するか。

答 大坪生涯学習課長

全国的にも他目的施設に図書館が入るとか、図書館と他目的の施設を複合化するというような先進的事例もあるのですが、条件がかなえば検討する余地はあると考えている。

問 交通機関で考えると、高知銀行交差点周辺は、人の動線をつくる上で重要な場所。空き店舗を活用した居場所づくり、交流拠点を。



高知銀行交差点周辺

答 大坪生涯学習課長

人が集うという現象にはそれなりの訳があり、何かしら、良いとする魅力がないと居場所づくりは難しい。多世代が集う交流拠点となるのが理想的であり、今後、商店街など関係機関が知恵を絞って考えていく。

問 高齢者でも徒歩や公共交通を利用して、各地域の郵便局で、公的書類の発行受け取りが今後できないか。

答 島中市民課長

議員が言われるように高齢化が進むなか、住民サービス向上の観点から、費用対効果を含め必要性等について今後の課題だと考えている。

問 学校は地域課題などにより、まちづくりの一翼を担っているとの観点から、魅力ある学校づくりに向け、県立中学校と市立中学校、生徒同士の話し合いの場を。

答 森田教育長

生徒会同士の交流は、「地域学習発表会（仮称）」と題して、県立中学校と平成30年度実施に向けて日程調整や交流内容について協議を進めているところである。

問 まちづくりを考える上で新たなキャッチコピーを市民から公募しては。例えば季節と地名を掛け合わせ、「○○の秋を安芸で体感」。地域や自分自身への気づき、理解が生まれるのでは。

答 野川企画調整課長

キャッチコピーは、本市の知名度向上やイメージアップなどで重要であるが、公募については、全国的な取り組みを参考に、どういった展開が可能か十分に検証した上で判断したい。

問 安芸市全体を一つの会社と考えると、行政、各種団体、企業と役割分担できるのでは。観光による全体産業の底上げ、文化の継承、観光客の災害時避難対応も含めた、行政内観光プロジェクトチームの立ち上げを。

答 竹部副市長

これまでも、実現すべき目的があつた場合は目的達成に向け、プロジェクトチームを立ち上げているが、観光分野においても、必要性が出てきた場合は、立ち上げも考えなければならないと考えている。

問 地域の弱みとして宿泊施設の少なさが挙げられる。安芸市に多く訪れる時期に、どう稼ぐか。リピーター獲得に向けた取り組みとして、イベント民泊を検討しては。

答 山崎商工観光水産課長

イベント開催時に慢性的に宿泊施設が不足しているに判断できる状況ではないため、安芸市はイベント民泊を実施できる自治体には該当しないと考えている。

問 介護人材確保について、徳島県では介護助手制度を創設。部屋の清掃や食事の片づけ等、負担少ない業務。職員の負担軽減や利用者へのサービス向上などの効果が期待でき、労働力の掘り起こしに繋がると考えるが。

答 島中市民課長

高知県福祉人材センターで、平成29年度、介護助手モデル事業を実施しており、現在9名の方が働いている。議員の言われるように、生きがいづくり、介護予防、元気高齢者の方々に活躍いただけるよう、人材センターと連携して介護人材の確保を支援していきたい。

問 県ハザードマップデータで考えると、津波対策で他地域から井ノ口地区への避難受け入れを検討しては。

答 五百蔵危機管理課長

井ノ口小学校など、L2浸水区域外に位置する避難所は、運営マニュアル策定において、他地区からの避難者受け入れがどれほど可能か検討することとしている。

一般質問



小松 文人
(こころざし自由の会)

1 市庁舎移転問題

問 (1)、先の市長選は、無投票だった。その前の市長の最初の選挙、市のOBが二手に分かれ、相手陣営の悪口の応酬で、レベルの低い選挙戦だった。今回相手を応援していたOBの多くが、市庁舎移転反対の署名をしている。そのことをどう思うか。市長も次選挙で負ければ、市政の足を引っ張るのか考えを聞く。

答 横山市長
絶対ないと確信して言える。

問 (2)、発生から7年目を迎えた東日本大震災、全国からの視察も、震災の語り部の利用も少なくなったこと

とに、現地では、大震災が風化してきているのではとの危機感も。明治三陸地震・チリ地震等で度々津波被害にあつた地域であつたが、多くの津波による犠牲者を出した。その後も余震による津波警報が出たが、避難しない住民が多かった。地震直後から調査に、携わつた大学教授も、避難さすことの難しさを指摘している。又、行政が機能しなかつた自治体は関連死が多く、そのほとんどが高齢者で、今も続いている。

お年寄りや子供が、利用する公共施設の高台移転、地震発生直後からの行政が機能することが、犠牲者をなくすことになると思うし、今を生きる我々の責務だと思つて考えを聞く。

答 横山市長
全く議員御指摘のとおりである。

陸前高田市長にお話を伺ったとき、当時小学生だった子供の学校は高台にあつたため、安心して業務に励むことができたが、奥

さんは津波に吞まれ行方不明となつた。子供、高齢者等が高台にいることは、他の行動ができることをしきりに言っていた。関連死についても、行政があらゆる想定をした中で取り組んでいかなければならない。

問 (3)、昨年2月検討委員会の答申を、議員協議会に報告した。その後議会に説明がないとの意見もあるが、議長預かりとなつたままで、意図的なのか先に進まなかつた。又、事務所設置条例の改廃は特別議決によるその意味が分かつていたのか。どうして移転なのかの市民への周知が、全くという程なされなく、議会に対し議案を早期に提案すべきなのに、一部の団体・議員との取引で、先延ばししようとした。今回移転案を否決されたら、責任は執行部にあるし、市長にあると思つて考えを聞く。

答 横山市長
ご批判もあるが、賛否は

どちらもあるので、事実を市民に知っていただいたうえで、議員の皆様の採決で決定するものである。しかし、否決されたとしても、現在地に建てることは考えていない。

一般質問



川島 憲彦
(日本共産党)

1 経営とくらし支援
対策

問 市民の経営とくらしを支えるという役割を自治体は持っている。来年は消費税増税が予定され、物価の引き上げと共に消費の低迷を引き起こし、経営とくらしをさらに圧迫するものと考ええるが、どんな認識か伺う。

答 横山市長
社会保障の充実、安定化と将来世代への負担の先送りの軽減を実現するために消費税の引き上げを行うものであるが、家計への影響も少なくないことから、低所得者への適切な対応が必要と考える。

問 アベノミクスにより富裕層が巨額の資産を増やす一方で国民は所得減と生活のために貯蓄を取り崩す実態が浮き彫りになっている。貧困と格差の広がりへの認識をどのように持って、新年度のくらし支援や事業経営への活性化対策の予算に反映されたのか伺う。

答 野川企画調整課長
農業予算の拡充や中小事業者の経営支援として、保証料の補助事業を創設するなど、若者の定着と所得の向上につながるような予算編成に努めた。

問 安芸市の経済活性化や人口減少の歯止めの計画的な取り組みが求められる。市独自の発想と挑戦をどのように考えているか伺う。

答 横山市長
人口減少による経済の縮みは、負の連鎖を引き起こす。人口減少に歯止めをかけるため産業振興による雇用の創出と総合的な結婚支援に取り組んでいる。

問 30年前伊尾木洞は無名の存在だったが、ゆうとぴあ伊尾木村議会の取り組みで広く知られるようになった。行政は自発的な地域グループが多く存在することを奨励し、組織づくりを進めるなどの戦略も大切と考える。新たな課題にチャレンジする職員を育てるのは重要だ。どんな認識か、又、職員の意識改革をどの様に進めるのか伺う。

答 植野総務課長
職員には新たな課題に自ら挑戦していく能力、政策を形成していく能力が必要であり、そういった点を重視して人材育成に取り組む。

問 横山市長
行政側の視点でなく、地元に入って住民の考え方というのを知ってなければならぬ。職員がまちづくり懇談会に参加することで一定の効果は出てきていると認識している。

問 経済対策として「住宅リフォーム助成制度」の復活を求める考えを伺う。

答 野川企画調整課長
29年度から住宅の耐震改修に予算をシフトし、地震から市民の命を守る対策を強化している。住宅の耐震改修により、市内の住宅関連事業者の経営支援や住宅関連産業の経済対策につながっていると考えている。

問 国保の資格証明書の発行や短期保険証の発行は滞納世帯に対するペナルティでしかない。生活困窮が原因での滞納にそのような行政行為は改めるべきと思うが、今後の対応を伺う。

答 島中市民課長
資格証明書の発行は、医療を受ける機会を遠ざけるのが目的でなく、分納等の納付相談や世帯の実態を把握することを目的に実施しており交付を中止することは考えていない。

から離れて建設し、東日本震災後、庁舎が町の中心にあるべきとの考えは変わった。初動体制は庁舎が津波浸水区域外にある事が何よりも重要だという証明ではないか。市長の認識を伺う。

答 横山市長
同感だ。庁舎としての機能を発揮するためには、高台で継続して人が集まれることが最低限の条件である。

問 「津波浸水区域外に移転すべき」と考える市民の中に「桜ヶ丘ではどうも」という市民の声がある。この声をどのように受け止めるのか伺う。

答 大城財産管理課長
議会で3分の2以上の賛同を必要とするが、答申直後から、移転そのものを反対する方があり、説明を繰り返す必要があった。結果、国の財政支援の期限を考えると、用地取得の時間がなくなり、市が持っているままとまった土地の中から選択せざるを得なかった。

2 庁舎問題

問 市庁舎は津波浸水区域外に移転すべきと考える。黒潮町と中土佐町は中心部

一般質問



小松進也
(こころごし自由の会)

1 高校生フレンドシップ協定

2 介護事業

問 基準月額が第6期58600円で第7期から6332円に上がる。第5期・第6期・第7期の「給付費及び地域支援事業費合計額の各差額」と増加理由を問う。

答 島中市民課長

第5期と第6期の差額は4億1700万円の増。第6期と第7期の差額は7億2800万円の増である。第7期の増額要因は、介護報酬や処遇改善加算の改定、消費税など国の制度改正に伴う増額が主な要因である。

問 【将来推移】平成29年32

年37年各年度の①人口推移、

②65歳以上の高齢化率、

③75歳以上の後期高齢者率、

④介護保険認定者数を問う。

⑤また、第6期での「認定者の抑制改善要因」、

⑥第7期の取り組みを問う。

答 島中市民課長

①推計人口は平成29年度1万7798人、平成32年度1万6834人、平成37年度1万5173人の見込である。②高齢化率は、平成29年度38・7%、平成32年度40・7%、平成37年度43・0%の見込である。③後期高齢者率は、平成29年度20・5%、平成32年度21・8%、平成37年度26・6%の見込である。④認定者数は、平成29年度1310人、平成32年度1364人、平成37年度1420人の見込である。⑤認定者の抑制要因としては、あったかふれあいセンターが28年度から要支援状態で運動や交流を希望する高齢者を積極的に受け入れたことがあげられる。⑥介護予防活動を強化するためあったかふれあい

センター等へ理学療法士や看護師を派遣し健康や運動講座を開催した。今後も継続した取り組みを行っていく。

問 【国民健康保険事業】

平成30年度に国保税が引下げになる。①改善要因は、

②引き上げ前より基本世帯

1人当たりの引き下げ額は、

③一般財源からの法定外繰り入れは3年間行うのか。

④累積赤字がある中で税改定を不安視する声もあるが

財政健全化運営事業を問う。

答 島中市民課長

①主な要因は、激変緩和措置や公費の拡充である。

②現行1人当たりの保険料

12万5749円から約1万

2000円程度下がっている。

③累積赤字解消のため

の繰入れは、市民にご理解

いただける最小限度の範囲

であるべきと考えており、

赤字が解消した時点で繰入

れを行うことは考えていな

い。④糖尿病性腎性重症化

予防をはじめとする生活習

慣病予防などの保健事業の

ほか、特定健診の受診率の

向上対策、ジェネリック医

薬品の普及促進などを行う。

3 第1回施政方針

問 【小学校移転統合案】

説明会の今後の予定を問う。

答 藤田学校教育課長

説明会で出された意見を

集約し、広報紙等を通じて

市民の皆様にお伝えしてい

く。また、諸課題等の解決

案を示しながら、保護者・

地域説明会を繰り返し実施

していく必要がある。

問 学校保育所の移転統合

が進む中で、各施設は利用

者でのコミュニティ形成が

主であることから、公民館

や集会所を拠点と考え、ま

ちづくり懇談会を「地域コ

ミュニティの核」とし、公

民館と保育所や学童保育等

を併設した子どもから高齢

者までの多世代交流活動の

場として考えてはどうか。

答 横山市長

提案も念頭に、地域力を

高めるため、地域にあった

問 【約2億円以上の経済効果を期待】信用保証料補助制度内容と対象者を問う。

答 山崎商工観光水産課長

対象融資は3種類で、補

助対象貸付限度額は100

0万円の20件分。本来中小

企業者の方が負担する信用

保証料を市が信用保証協会

に支払いをする補助事業。

補助対象者は、市内に住所

を有し、市内で事業を営ん

でいる中小企業者の方全て

で、法人個人を問わない。

問 中小企業には地域雇用の人材確保、地域では経済

振興にも効果がある移住策

若者定住策として「民間住

宅の家賃補助」を強く望む。

答 野川企画調整課長

民間住宅への家賃補助に

ついては、三世帯同居や新

婚世帯、介護サービス事業

所に就労する方への支援策

として、すでに実施してい

る。今後も、移住や若者定

住を促進するため、市内の

賃貸住宅の状況調査や財源

対策などを含め、事業実施

に向けた検討を行いたい。

一般質問



米田 佐代子
(公明党)

1 子育て支援

問 (1)国は昨年3月31日付で、自治体への補助金支給要綱を、改正し「小学校への入学年度開始前」に支給出来る」と明記してある。

本市の非課税世帯や、生活保護世帯の、小中学に入学する児童や生徒に就学援助費支給を入学前に支給出来るか取り組みを伺う。

答 藤田学校教育課長
他自治体の動向も見据えながら判断したいと考え、平成30年度は実施してないが、平成31年度入学分から前倒し支給を実施する。

問 (2)「安芸市ファミリーサポート・センターみるき」の現在の状況を伺う。

昨年12月1日に開所され、約3ヶ月経過だが、金銭の受け渡しや、事故等、問題はないか伺う。

答 山崎福祉事務所長
3月15日時点で会員数は32名。利用実績は5件で、お願い会員かららせて会員へ利用料が支払われており、トラブル及び事故は発生していない。

2 安心、安全な街として生きのこる為の防災力

問 (1)この4月1年生が通う学区の白線は塗り替えられているか安全対策を伺う。

答 大坪建設課長
市内各小学校周辺の白線や停止線などを確認したところ、川北小学校周辺の一部に薄い箇所が見られたが、全体としては概ね良好であった。

問 (2)防災士の育成について伺う。昨年12月に防災士資格取得試験があった。本市において、試験がある啓発はどのようにしたのか。又、8000円の補助が受けられた方は、何名中何名か、事前申請しないと受けられないのではなく、後でも受けられるようにするべきだと思いが伺う。

高知県防災士養成講座の募集は、高知県が新聞紙面等に掲載し、安芸市は自主防災組織会議で案内している。申請者は受験者14名中5名、登録者12名中5名である。補助金等交付に関する規則により事前申請が原則と考えており、要綱改正は考えていない。

問 (3)避難所運営ゲームの取り組みについて伺う。
南海トラフ地震時に全員が助かるように、この訓練が必要になってくる。どの様な啓発をしているのか、伺う。

答 五百蔵危機管理課長
高知県主催の研修へ案内するとともに、安芸市、日赤等の職員が講師となり、

研修を実施している。

3 安芸市新庁舎建設地検討委員会の答申書について

問 (1)この委員会は、H28年6月から6ヶ月間に委員7人で全6回の協議を行いH29年1月に答申が出た。安芸市新庁舎建設基本構想検討委員会は、H25年11月から委員18人で全10回の協議を行い、H27年2月に答申が出た。第1回の委員会の答申から、この委員会迄に何ヶ月あるのか伺う。

答 大城財産管理課長
1年3ヶ月ではなかったかと思う。

問 (2)色々と手続きがかかるといふ中で、もったいない16ヶ月だ。執行部の責任が問われることだと思いが、伺う。
横山市長
時間がかり過ぎたという反省はしている。

問 (3)答申の中身の審議が出来てないと思う。農地の

方々に伺いをたてたのか伺う。
答 大城財産管理課長
地権者との交渉は行っていない。

問 (4)委員長の前教授に図面で説明したとの事だが、桜ヶ丘の現地を見ていただいたのか伺う。
答 大城財産管理課長
ドローン撮影した写真や地図でご説明した。

問 (5)現在地、桜ヶ丘、答申の防災センター付近、と市民を3分割した庁舎建設については、1回、スタートをゼロにして、しきり直しをしてはどうか、又、国への緊急防災・減災事業債の延長を陳情要望しては、いかがか伺う。
答 横山市長
何回か総務省へ行ったが、延長は難しいという見解をいただいているが、今議会で決定されなければ、延長の要望はしなければならぬと考えている。

平成30年第1回定例会 議案等の議決結果及び各議員の賛否の状況

議案番号	件名	議決結果	長野弘昌	小松進也	藤田伸也	小松進	徳久研二	山下裕	宇田卓志	吉川孝勇	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩	安藝久美子	小松文人	尾原進一
1	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	同意														
2	教育長選任について同意を求める件	同意														
3	植野団地新築建築主体工事請負契約の一部変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
4	安芸市個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
5	安芸市事務所設置条例の一部を改正する条例	否決	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	×	欠	○	○
6	安芸市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
7	安芸市市税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
8	安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
9	安芸市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
10	安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
11	安芸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
12	安芸市介護保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	○	欠	○	○
13	安芸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
14	安芸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
15	安芸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
16	安芸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
17	安芸市営墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
18	安芸市都市公園条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
19	安芸市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
20	安芸市給水条例及び安芸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
21	安芸市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
22	安芸市過疎地域自立促進計画の変更に関する件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
23	東川辺地総合整備計画変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○

市議会だより安芸

議案番号	件名	議決結果	長野弘昌	小松進也	藤田伸也	小松進	徳久研二	山下裕	宇田卓志	吉川孝勇	米田佐代子	川島憲彦	山下正浩	安藝久美子	小松文人	尾原進一
24	平成29年度安芸市一般会計補正予算（第6号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
25	平成29年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
26	平成29年度安芸市元気バス事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
27	平成29年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
28	平成29年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
29	平成29年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
30	平成29年度安芸市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
31	平成29年度安芸市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
32	平成29年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
33	平成29年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
34	平成29年度安芸市水道事業会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
35	平成30年度安芸市一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
36	平成30年度安芸市国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
37	平成30年度安芸市元気バス事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
38	平成30年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
39	平成30年度安芸市公共下水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
40	平成30年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
41	平成30年度安芸市農業集落排水事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
42	平成30年度安芸市墓地公園事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
43	平成30年度安芸市介護保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
44	平成30年度安芸市住宅団地整備事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
45	平成30年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
46	平成30年度安芸市水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	欠	○	○
47	安芸市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	×	○	○	×	×	-	×	○	×	欠	○	○

※「○」：賛成、「×」：反対、「欠」：欠席、「退」：退席、「-」：議長につき表決に加わらず。

※人事案件については賛否の公表はいたしません。

※議案第5号については、特別採決のため、議長も表決に加わります。また、この議案については、出席議員の3分の2以上の賛成で可決となります。

第1回定例会報告

報告番号	件名	結果
1	専決処分の報告について	受理
2	専決処分の報告について	受理
3	専決処分の報告について	受理
4	専決処分の報告について	受理

◎議員の寄附・挨拶状は公職選挙法で禁止されています。

※挨拶状（年賀状・暑中見舞い等）の禁止
（ただし、答礼のための自筆のものは除く）

※寄附の禁止

※香典や結婚披露宴における祝儀の禁止
（ただし、本人が出席の上、通常一般の社交の範囲内であるときを除く）

※名刺広告の禁止

など、議員活動に対して法律上制限が加えられています。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



会議録の閲覧

会議録の閲覧を希望される方は、市民図書館、女性の家及び各公民館（安芸・赤野・穴内・黒鳥・井ノ口・栃ノ木・土居・江川・伊尾木・川北・東川）に備えてありますので、ご利用ください。また、市ホームページでも閲覧できます。

[安芸市議会会議録](#)

[検索](#)

「市議会だより安芸」は市ホームページでも閲覧できます。

市ホームページ <http://www.city.aki.kochi.jp> → [安芸市議会](#)

または

[安芸市 議会だより](#) で検索してください。



◎一般質問のライブ中継について

安芸市議会ではユーチューブ（YouTube）を利用してインターネットでの一般質問のライブ中継を行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

[安芸市議会ライブ中継](#)

[検索](#)



6月定例会
会期日程(予定)

- 11日 開 会
- 13日 質 疑
- 14日 総務文教委員会
- 15日 産業厚生委員会
- 19日 一般質問
- 20日 一般質問
- 21日 一般質問
- 22日 採 決
- 閉 会

議会の傍聴はどなたでも
できます。

「市議会からのお知らせ」
(会期日程及び一般質問の
通告内容)を各公民館に配
付していますのでご覧くだ
さい。

次の定例会は6月です。

(問い合わせ)
議会事務局

TEL 三五・一〇一九
FAX 三五・一〇二七

議 会 日 誌

- | | | | |
|-----------------------------|---|--|---|
| <p>3月</p> <p>2日 議会運営委員会</p> | <p>2月</p> <p>1日 全国広域連携市議会協議
会総会(東京都)</p> <p>2日 議会運営委員会</p> <p>5日 全国高速自動車道市議会
協議会総会(東京都)</p> <p>8日 議会広報特別委員会</p> | <p>4月</p> <p>9日 高知県市議会議長会定期
総会(高知市)</p> <p>25日 茨城県日立市議会会派行
政視察のため来市</p> <p>26日 議会広報特別委員会</p> | <p>2日 安芸広域市町村圏事務組
合議会定例会</p> <p>19日 議会広報特別委員会</p> <p>22日 ごめん・なはり線活性化
協議会総会</p> <p>27日 安芸広域市町村圏特別養
護老人ホーム組合議定会定
例会(奈半利町)</p> |
|-----------------------------|---|--|---|

【編集後記】

市民の皆様より負託を受け、議員としての活動期
間がはや4年になりました。

新人議員として議員活動の中で、政務活動費を毎
年利用させて頂き、視察研修等で見聞を広め、多く
の知識を吸収することができ、市民のための政治活
動に役立っていたと思っておりましたが、今議会にお
いて議員の中より今後の財政状況や市民の厳しい批
判等を考慮して、という理由で(財政を補うなら他
にも方法があると思うし、市民からどんな批判があっ
たのか疑問だが?) 交付が休止されることになり、
残念な思いです。

高知県下11市で8市は政務活動費が支給されてお
り、安芸市は月額5千円、年間6万円という県内
では一番少ない金額の交付です。必要ないという議員
もいるようだが、私としては井の中の蛙ではなく、
もっと視野を広め議員としての資質向上にも繋がり、
安芸市の発展のためにも必要ではないかと思うが。

議会広報特別委員 山下 裕



議会、議会だよりについてのお問い合わせは議会事務局へ
TEL 35 - 1019 (直通) FAX 35 - 1027